

仕 様 書

健診の機会を活用した 医師による簡易禁煙指導の実施

令和 6 年 2 月

全国健康保険協会 北海道支部

1. 目的

全国健康保険協会（以下、「協会」という。）が加入者に対し提供している生活習慣病予防健診の機会を活用し、医師から問診・診察時に併せて禁煙指導を行うことによって、喫煙者の能動的な禁煙活動を促し、北海道民の喫煙者減少及び喫煙率低減に繋げることを目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

3. 実施スケジュール

公募要領に基づいて、申込書及び実施計画書を協会へ提出すること。なお、詳細なスケジュールについては、受託者からの提案に基づき協会と協議のうえ決定すること。

4. 対象者および対象者数

協会加入の被保険者で、生活習慣病予防健診の受診者かつ問診票から喫煙歴がある 35,000 名を上限とする。

※これは本事業全体の上限件数であり、個別の受託上限件数は契約時に別途調整する。

5. 費用（単価）

指導実施 1 名につき、509 円（税込）とする。

6. 支給物

禁煙指導を実施する際の素材として、協会から次のものを支給する。必要部数は、各機関の受託上限件数の見込みに応じ、100 部単位で協会と調整を行うこととする。

- (1) 禁煙外来ガイド（リーフレット）
- (2) アンケート用紙

7. 委託業務内容

(1) 健診当日において、協会加入者（被保険者）の判別及び問診票から喫煙歴の確認を行う。

①指導対象は協会加入者（被保険者）に限る。

②問診票の喫煙歴（たばこを習慣的に吸っている）から対象者を確認する。

(2) “たばこを習慣的に吸っている”者に対し、問診・診察等を行う医師から、禁煙外来の紹介を含む簡易な禁煙指導を実施する。

①健診の行程の中で行う医師による問診・診察等の際に、協会から支給する禁煙パンフレット等を活用し、禁煙に関するアドバイスを実施する。

②指導にあたっては、厚生労働省発行「標準的な健診・保健指導プログラム（保健

指導のための禁煙支援簡易マニュアル」の「短時間禁煙支援（ABR方式）」（別冊）等を参考として実施すること。

③対象者の反応に応じて、禁煙外来の案内を行うこと。

※受診者に対し昨年度も禁煙指導を実施済であることが確認できた場合は、昨年度と今年度の健診データにおける経年変化を確認のうえ指導する等、受診者が能動的な禁煙活動を促すきっかけとなるよう工夫すること。

なお、受診者から昨年度も禁煙指導を受けた旨の申し出があり、実施できなかった場合については、未実施とみなし、実施件数に計上できないものとする。

(3) 対象者にアンケートを配布・記入していただく。

禁煙指導後に、対象者に対しアンケート用紙（別紙3）を配付、ご記入いただき、原則健診機関において回収のうえ、後記8のとおり協会へ送付すること。

なお、協会へのアンケート用紙送付用として、各機関の実施見込件数に応じて、別途返信用封筒を支給する。また、受診者の都合（多忙・拒否等）により、やむを得ずアンケート用紙の回収ができなかった場合においては、その理由を業務完了報告書（別紙2）の「アンケート用紙未回収理由」に必ず記入すること。

8. 報告

受託者は、当該月の実施結果について、翌月10日※までに請求書（別紙1）及び業務完了報告書（別紙2）、アンケート用紙（別紙3）の3点の提出により報告をし、協会の検収を受けること。

※ただし、令和7年3月分は、令和7年4月4日（金）までとする。

9. 対価の支払

協会は、正当な請求書を受領後、30日以内に支払いを行う。

10. 本事業の担当者

札幌市北区北10条西3丁目23-1 THE PEAK SAPPORO 3F
全国健康保険協会 北海道支部 企画総務部 企画グループ 諸原・石井
TEL：011-726-0364

11. 秘密の保持

- (1) 受託者は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
- (2) 前項の規定は、契約終了後も有効とする。
- (3) 受託者は、目的外利用等を行ってはならない。

12. 一括再委託の禁止

受託者は、当該業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせてはな

ら
ない。

13. 知的財産など

- (1) 受託者は、本業務に関して支部が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、支部から入手した資料等の一部又は全部の複写複製等を行うことができないものとし、複写複製等の防止措置を講じなければならない。ただし、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ支部の承認を得て行うことができるものであること。また、複写複製等を行った場合においては、当該複写複製物についても適正な取り扱いを行うこと。なお、資料等は業務に必要ななくなり次第、速やかに支部に返却すること。
- (3) 本業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、著作権の完成と同時に受託者から支部に譲渡されるものとする。
- (4) 支部から提供したデータ等により作成された資料等については、当方の求めに応じて提出するものとする。
- (5) 納入成果物に第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、支部が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該業務の内容について、事前に支部の承認を得ることとし、支部は、既存著作物について、当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら支部の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、支部は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

14. その他

- (1) 本件委託業務については、協会と緊密に連絡を取り合い実施すること。
- (2) 委託業務の目的を達成するために、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は委託業務の内容を変更する必要性が生じたときは、協会と受託業者が協議したうえで、受託業者は誠意をもって対応を検討すること。

以上